



2025年8月7日

各 位

会社名 全保連株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 茨木 英彦  
(コード番号: 5845東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員経営企画部部长 長瀬 雅史  
電話番号 050-3124-6500

### 当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、下記のとおり、2025年8月7日付けで訴訟を提起されましたので、お知らせいたします。

#### 1. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、借借人との間で締結する貸借保証委託契約（以下「本契約」）において、借借人による賃料等の滞納に際して当社が貸借人に代位弁済を行った場合、借借人は当社に対して、保証事務手数料（以下「本手数料」）として代位弁済1回につき2,700円（税別）を支払う旨の条項（以下「本条項」）を定めております。今般当社は、適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者機構日本（以下「機構」）から、本条項により借借人が本手数料を負担することは、消費者契約法9条1項2号及び10条により無効であり、よって当社が借借人（消費者）に対し本手数料を請求できるとする意思表示等を差し止める旨の訴え（以下「本訴訟」）を提起されたというものです。

#### 2. 訴訟提起された裁判所及び年月日

(1)	裁 判 所	東京地方裁判所
(2)	提 訴 日	2025年8月7日

#### 3. 訴訟を提起した者（原告）の概要

(1)	名 称	適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者機構日本
(2)	所 在 地	東京都千代田区六番町15番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表理事 鈴木 敦士

#### 4. 判決の内容及び損害賠償金額

##### (1) 訴えの内容

差止請求訴訟

##### (2) 訴訟の目的の価額

本訴訟は非金銭訴訟となるため、訴訟の目的の価額は記載しません。

#### 5. 今後の見通し

現在当社は機構のホームページ上に掲載された訴状（なお、訴状原本は今後裁判所から当社宛送達されて参るものと思料）の内容を精査しておりますが、当社は、かねて複数の法律専門家からの本件に係るアドバイスを受けており、また、別件ではありますが、広島地方裁判所から本手数料と消費者契約法9条2

項（現9条1項2号）の關係に係る当社の主張が認められ、当社勝訴の確定判決を得ている（広島地判令和3年11月25日）こと等踏まえ、本手数料の支払い義務に係る本条項は消費者契約法上無効とはならないものと認識しております。従いまして当社は、今後にかかる認識の下、本手数料に関する当社業務遂行の正当性を主張・立証していく方針です。なお、本訴訟は、本手数料の支払い義務が無効であると判断された場合に将来に向かって効果が生じるものであるため、現時点における当社業績への影響は軽微であると考えておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせします。

（参考）当期業績予想（2025年5月15日公表分）及び前期実績

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (2026年3月期)	26,003	2,667	2,662	1,829
前期実績 (2025年3月期)	25,658	2,548	2,538	1,621

以上